

# 電波法の一部改正案について

## (電波法及び放送法の一部を改正する法律案)

---

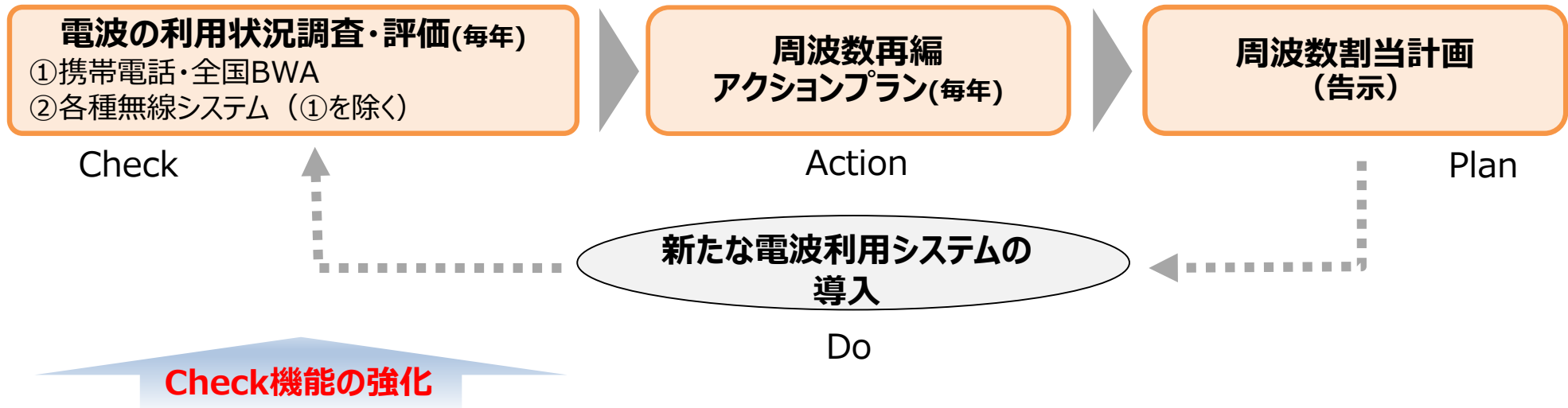
令和4年4月

- (1) 電波監理審議会の機能強化**
- (2) 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設**
- (3) その他特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備**
- (4) 電波利用料制度の見直し**

# (1) 電波監理審議会の機能強化

- **電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）について、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される**電波監理審議会が行うものとする。**
- 電波監理審議会が総務大臣に対し**有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能**するとともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について**電波監理審議会への報告を義務付ける。**

## 【周波数再編のPDCAサイクル】



## 【電波監理審議会の機能強化】

- 有効利用評価の方針の制定
- 有効利用評価のための免許人等に対する自律的なヒアリング
- 有効利用評価の実施・勧告（周波数再編・再割当て）

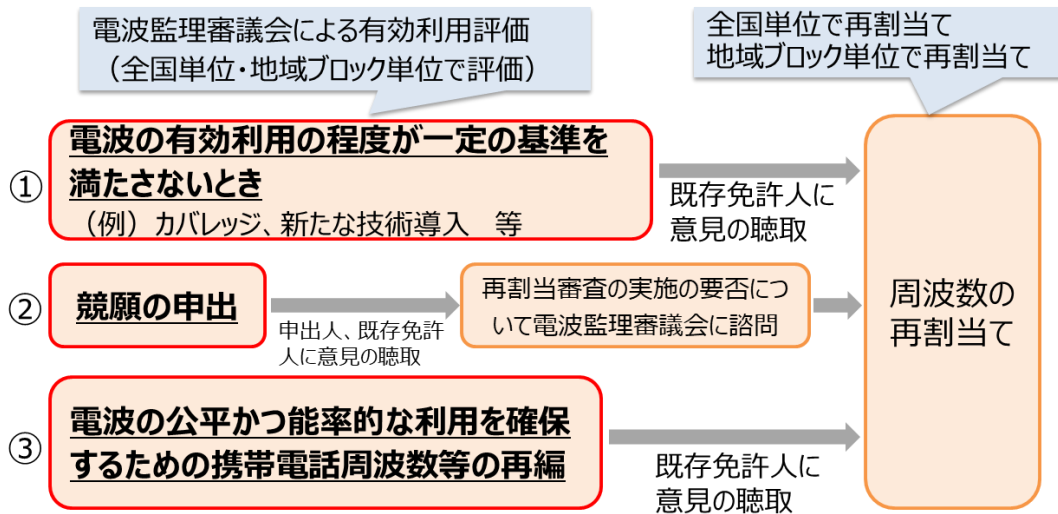
→**新たな部会の設置、特別委員の追加**

**電波の利用ニーズが  
高い帯域での  
周波数再編、再割当てを加速**

## (2) ① 携帯電話等の周波数の再割当制度

- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができるようにする。
  - 電波監理審議会による有効利用評価の結果が**一定の基準を満たさないとき**
  - **競願の申出**※を踏まえ、**再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
  - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、**携帯電話周波数等の再編が必要と認めるとき**

※ 競願の申出ができる制度を新設



(参考) 携帯電話等の周波数の割当状況 (令和4年4月時点) 単位: MHz

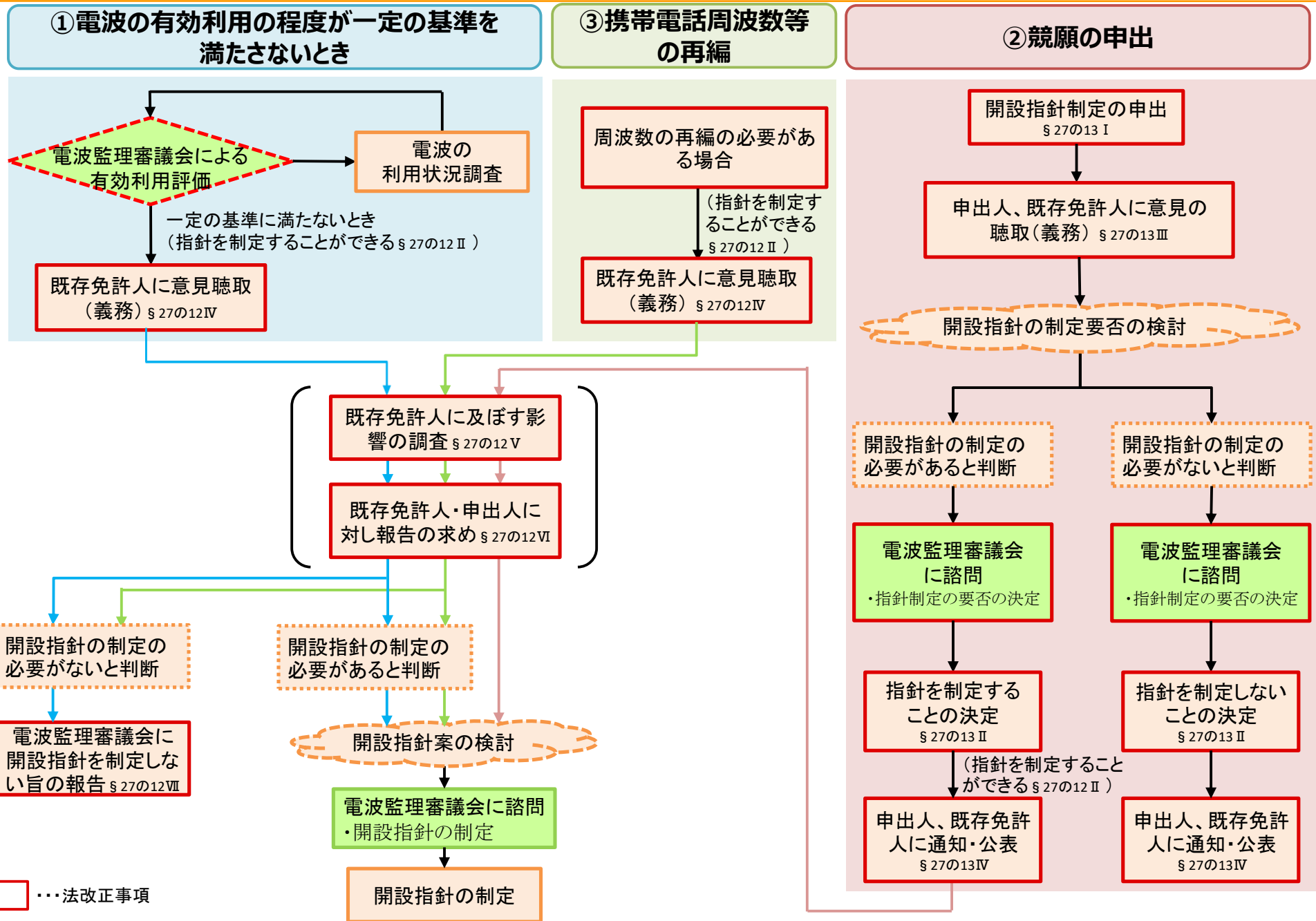
	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
<b>docomo</b>	20	30	-	30	40 <small>東名阪のみ</small>	40	-	40	40	200	400	840
<b>au</b>	20	30	-	20	40	40	-	-	40	200	400	790
<b>UQ Communications</b>	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	50
<b>SoftBank</b>	20	-	30	20	30	40	-	40	40	100	400	720
<b>WIRELESS CITY PLANNING</b>	-	-	-	-	-	-	30	-	-	-	-	30
<b>Rakuten Mobile</b>	-	-	-	-	80 <small>(40MHzは東名阪以外)</small>	-	-	-	-	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	80	80	120	600	1,600	3,010

■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間終了)

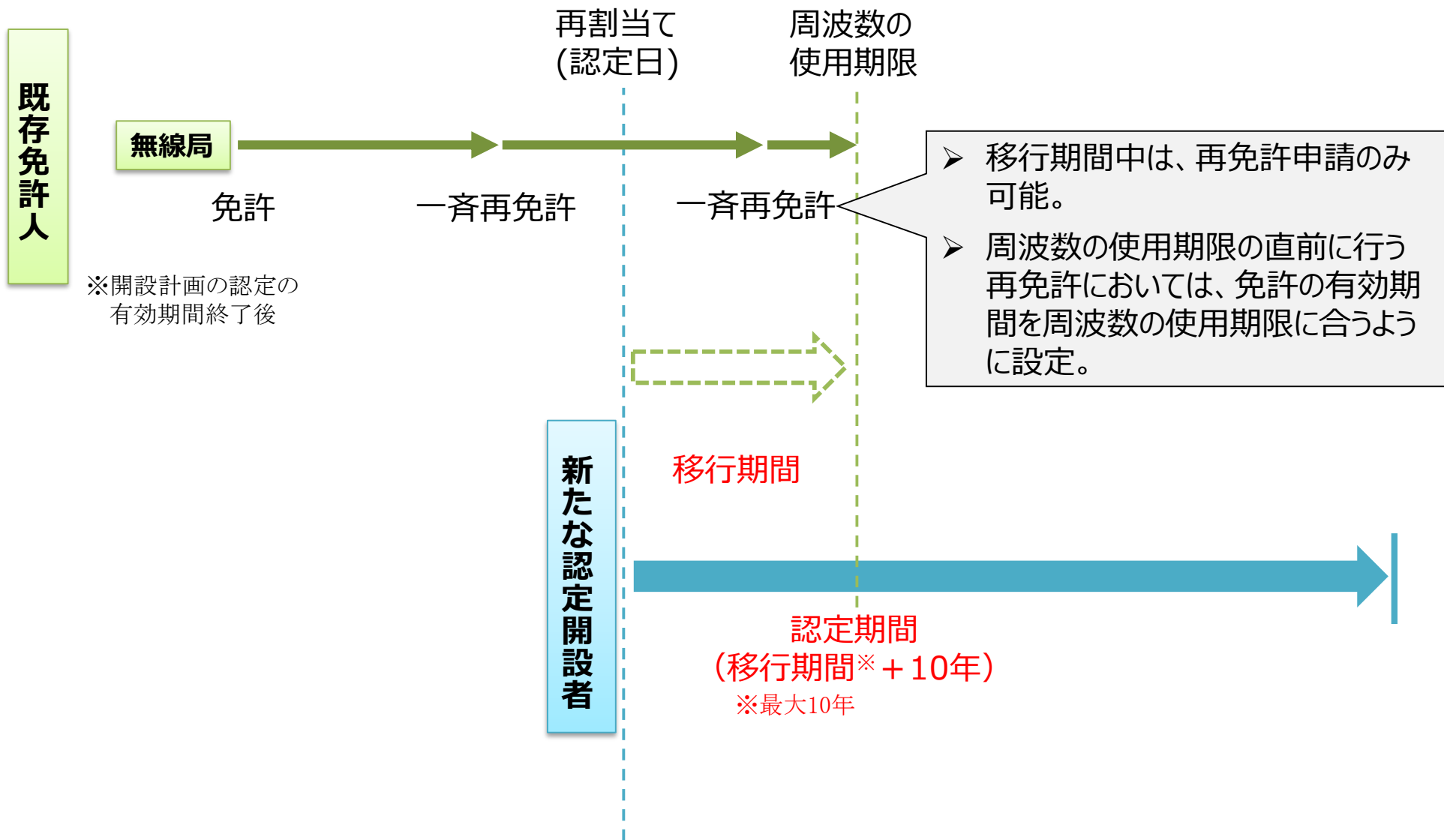
■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間中)

※ 排他的に免許申請できる期間を「5年」から「10年」に延長する。

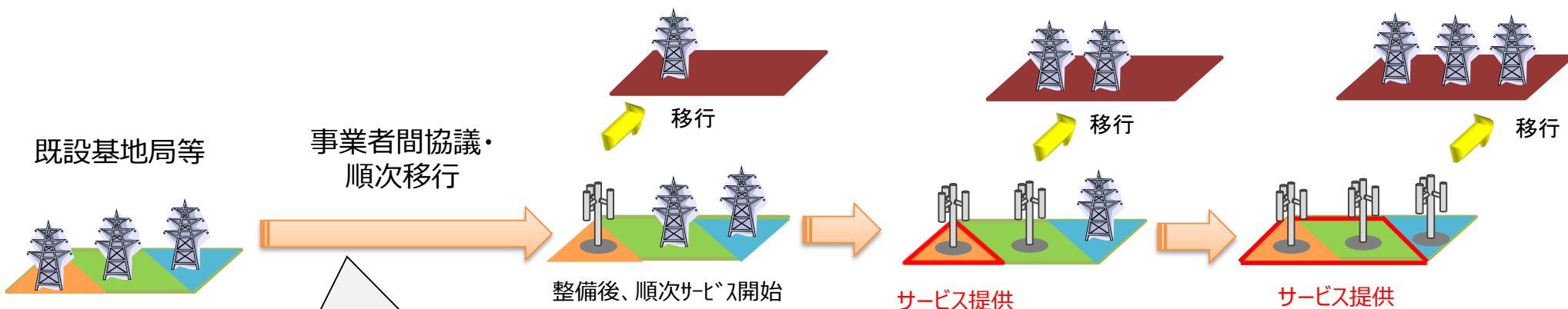
# (2) ②再割当てに係る開設指針制定の流れ



## (2) ③周波数の再割当てに係る移行期間等



- 周波数の再割当てを行う場合において、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用を可能とする。
- 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請を可能とする。



協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会**において**あっせん・仲裁**を申請できる仕組み。

- 新たな事業者が既設基地局等を順次移行させながら、新たな基地局を整備し、順次サービスを開始
- 新たな事業者が移行費用を負担することにより移行終了までに必要な期間を短縮

## ① 特定基地局の開設に係る責務

- 携帯電話等の周波数を使用する特定基地局の認定開設者は、認定計画に記載した設置場所以外の場所にも、特定基地局の開設に努めなければならないこととする。

### 【特定基地局の開設に係る責務のイメージ】

特定基地局の開設が可能なエリアのうち、事業採算性等の観点から開設計画に記載されない場所も生じ、当該場所で特定基地局が開設されないと当該場所での電波は死蔵される。



特定基地局の開設が可能なエリアの範囲内で、割当てを受けた携帯電話等事業者に対する認定計画に記載した設置場所以外での特定基地局の開設に係る責務の規定を整備する。

特定基地局の開設が可能なエリア(赤枠)



## ② 電波の公平な利用の確保に関する事項の開設指針の記載事項への追加

- 携帯電話等の周波数の割当てに当たって、開設指針の記載事項として、例えば、事業者ごとの割当て済みの周波数の幅等を勘案して、事業者ごとに申請可能な周波数の幅の上限に関する事項など電波の公平な利用に関する事項を追加する。

### 【電波の公平な利用に関する事項例】

#### ○ 事業者ごとに申請可能な周波数の幅の上限に関する事項

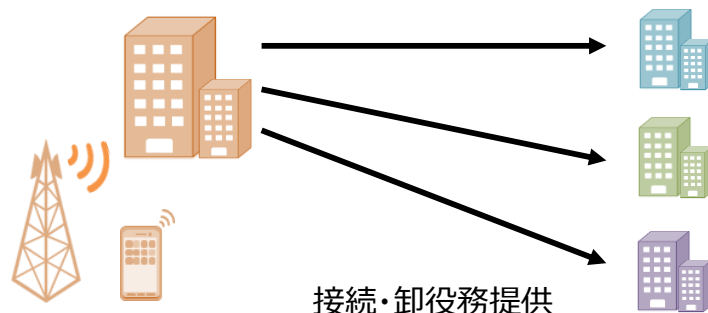
(例)

- A社：○MHz幅
- B社：△MHz幅

#### ○ 接続・卸役務提供の促進に関する事項

携帯電話(MNO)事業者

MVNO事業者





# (4) ① 電波利用料制度の見直し

- 今後3年間(令和4年度～令和6年度)の電波利用共益事務の総費用や無線局の開設状況の見込み等を勘案した電波利用料の料額の改定を行う。
- 電波利用料の用途について、**Beyond 5G(いわゆる6G)の実現等に向けた研究開発のための補助金の交付**を可能とする。

電波利用料制度は、電波法の規定により、少なくとも3年ごと\*に検討を加え、必要があると認めるときは当該検討の結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

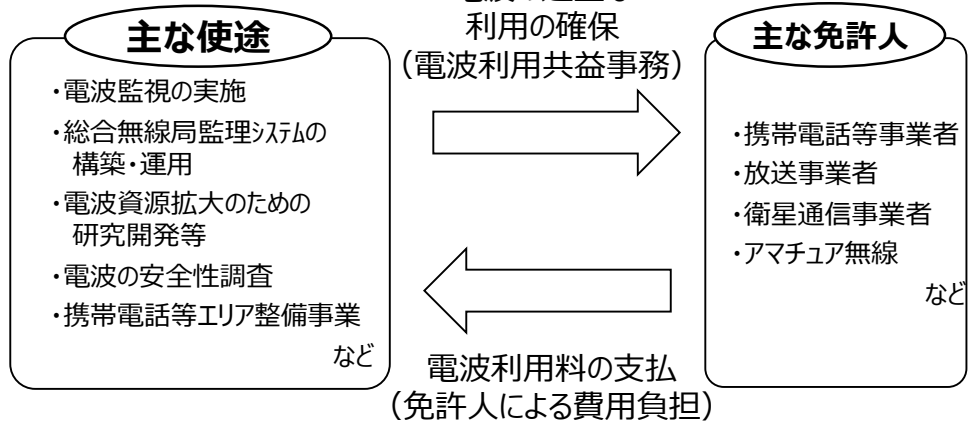
※現在の電波利用料額は、令和元年度に施行されている。令和4年度が前回の見直しから3年目に当たる。

## <用途の見直し>

電波利用共益事務に関する事項(法第103条の2第4項第3号)に「研究開発のための補助金の交付」を追加。

注1 用途については、現行の研究開発(総務大臣が主体となって直接実施するもの)に新たな実施手段(補助金の交付)を追加。

注2 電波利用共益事務の総費用(電波利用料の総額)については、現在の規模(750億円)を維持。



## Beyond 5G (6G)

2030年頃～



## <料額の改定>

令和4年度～令和6年度に見込まれる電波利用共益事務の総費用や無線局の開設状況の見込み等を勘案し、料額(法別表)を改定。

注 算定方法に関しては、前回(令和元年改正時)の枠組みを維持。

赤字は改正案

## 【携帯電話】

無線局単位 + 電波帯域 により徴収

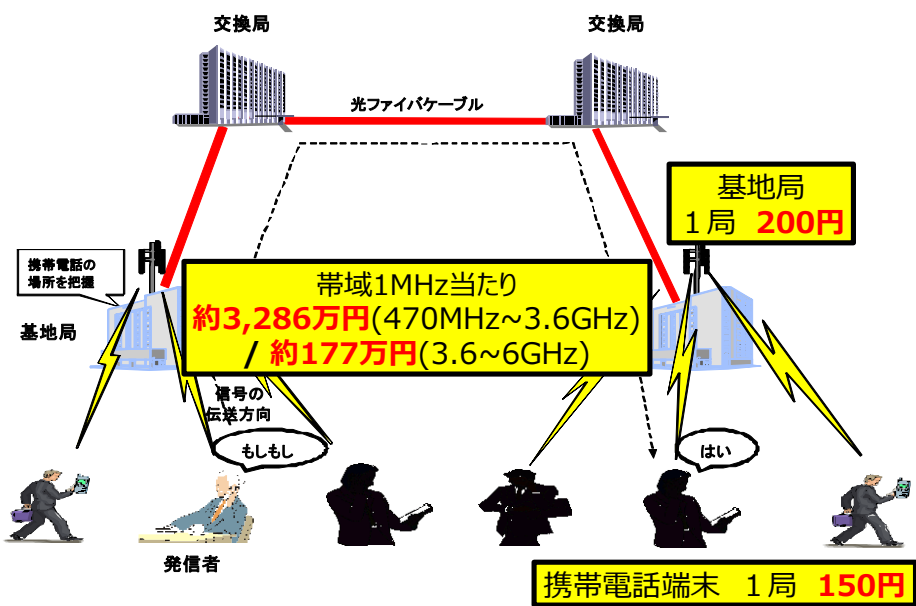
＜無線局単位により徴収される電波利用料＞

- ・携帯電話端末 **150円**(現行170円) / 局
- ・基地局 **200円**(現行200円) / 局

＜電波帯域により徴収される電波利用料＞

- ・電波帯域(470MHz~3.6GHz)1MHz当たり **約3,286万円\***  
(現行約3,264万円)
- ・電波帯域(3.6~6GHz)1MHz当たり **約177万円\***  
(現行約148万円)

※専用帯域の料額。共用帯域の料額は上記の半額。

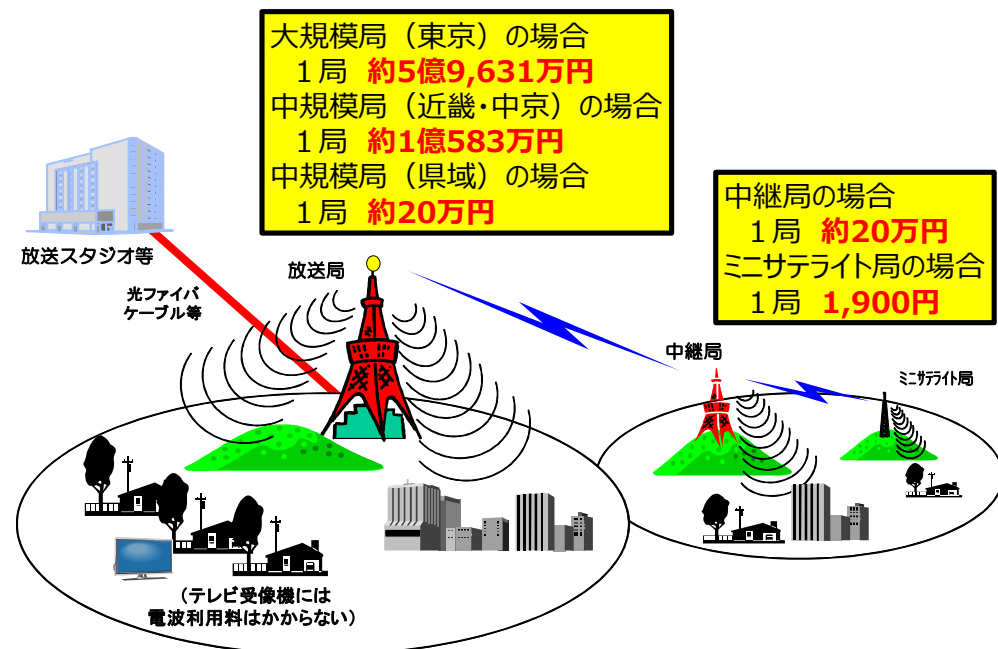


## 【地上デジタルテレビ】

無線局単位により徴収

＜無線局単位により徴収される電波利用料＞

- ・大規模局(東京) **約6.0億円**(現行約5.7億円) / 局
- ・中規模局(近畿・中京) **約1.1億円**(現行約1.0億円) / 局
- ・中規模局(県域) **約20万円**(現行約19万円) / 局
- ・中継局 **1,900円~約20万円** / 局  
(現行1,800円~約19万円)



- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局については、「特定基地局」と位置付け、総務大臣がその開設に関する指針（開設指針）を定める。
- 特定基地局を開設しようとする者は、開設計画（基地局の整備計画）を作成し審査を申請。総務大臣の認定を受けた者は認定の有効期間中、排他的に免許申請が可能となる。

